



配水管から汚水処理施設に流れてきた異物の除去作業
(四日市クリーンセンター)

使い方次第で機能もアップ 汚れた水を、よりきれいに

町は、汚水を処理する「農業集落排水施設」と「町整備型浄化槽」の点検・検査を定期的に行い、河川の水質保全に努めています。

町中心部の農業集落排水施設「葛巻クリーンセンター」と「四日市クリーンセンター」は週一回、平成十六年度までに設置された百二基の町整備型浄化槽は、三カ月に一回点検しています。

定期点検では、各機器が正常に機能しているかを点検するとともに、処理された水が良好な状態です。

放流されているかなど詳しく検査します。このほかに年一回、法定検査が行われています。

これまでの検査結果は、放流水質基準を十分に満たしています。放流水質を高めるために、次のことに注意しましょう。宅内の排水管を長持ちさせることにもつながります。

水質検査の内容や結果の詳細は、上下水道課へお問い合わせください。

污水处理施設の 有効利用のために



◇トイレトーパーを使用

水洗トイレでは、トイレトーパーを使用しましょう。水に溶けにくいティッシュペーパーは流さないでください。

◇異物や油は流さないで

たばこの吸い殻、紙おむつ、布きれなどの異物は流さないでください。料理で残った油や食器などに付いた油污は、紙などで拭いてから洗いましょう。

◇トイレ用洗剤の成分を確認

トイレ掃除で使う洗剤によっては処理場内や浄化槽内の微生物が死んでしまうことがあります。成分を確認してからご使用ください。

◇洗剤は適量を使用

食器洗いや洗濯などで使う洗剤は、適量を使用するよう心掛けましょう。

◇家の中から出る汚水が対象

污水处理施設には雨水や家畜ふん尿を入れないでください。

訪問販売による悪質住宅 リフォーム工事にご用心

悪質な住宅リフォームなど訪問販売による消費者被害が全国各地で多発しています。

消費者トラブルに陥らないためのアドバイスやトラブルは、次の窓口へご相談ください。

《相談窓口》

県民生活センター (☎019-624-2209)

警察本部県民課 (☎019-654-9110)

契約する前に

- ・訪問販売では、できるだけ契約しないこと。
- ・工事を依頼するかどうか十分に検討すること。
- ・業者の説明を鵜呑みにしないこと。

契約するとき

- ・複数の会社から詳細な見積書を取ること。
- ・必ず改修計画図(書)、工程表の提出を求めること。

契約した後

- ・訪問販売の場合、工事の開始後でもクーリング・オフ期間内(契約書面交付の日から8日以内)であれば解約できます。
- ・工事が完了しても契約どおりに工事されているかを確認するまで代金を全額支払わないこと。

